

# 国民健康保険税のお知らせ

令和5年度の国民健康保険税につきまして、次のとおり税率等の改定を行いましたので、お知らせします。

## ○国民健康保険税率について

愛知県が市町村に示す標準保険税率を参考に、国民健康保険税率を改定しました。  
今回の改定により、資産割は廃止となりました。

区分	医療給付費分 <sup>*1</sup>		後期高齢者支援金等分 <sup>*2</sup>		介護納付金分 <sup>*3</sup>	
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
所得割	5.80%	6.35%	2.29%	2.53%	2.17%	2.31%
資産割	4.60%	廃止	1.00%	廃止	1.40%	廃止
均等割	25,900円	27,000円	9,400円	10,200円	11,600円	11,800円
平等割	17,600円	17,700円	6,400円	6,600円	5,900円	6,000円

\*1 被保険者の医療費に充てられます。 \*2 後期高齢者医療制度の支援金に充てられます。

\*3 介護保険料にあたるもので、40歳以上65歳未満の被保険者にご負担いただきます。

## ○課税限度額について

国の基準にあわせ、後期高齢者支援金等分の課税限度額を引き上げました。

	令和4年度	令和5年度	引上げ額
医療給付費分	65万円	65万円	改正なし
後期高齢者支援金等分	20万円	22万円	2万円
介護納付金分	17万円	17万円	改正なし
合計	102万円	104万円	2万円

## ○保険税軽減適用基準について

国の基準にあわせ、5割軽減及び2割軽減の対象となる所得基準額を引き上げました。

7割軽減	改正なし	前年の合計所得金額が、【43万円+10万円×(給与所得者等の数 <sup>*1</sup> -1)】以下の世帯
5割軽減	令和4年度	前年の合計所得金額が、【43万円+(28.5万円×世帯の被保険者数 <sup>*2</sup> )+10万円×(給与所得者等の数 <sup>*1</sup> -1)】以下の世帯
	令和5年度	前年の合計所得金額が、【43万円+(29万円×世帯の被保険者数 <sup>*2</sup> )+10万円×(給与所得者等の数 <sup>*1</sup> -1)】以下の世帯
2割軽減	令和4年度	前年の合計所得金額が、【43万円+(52万円×世帯の被保険者数 <sup>*2</sup> )+10万円×(給与所得者等の数 <sup>*1</sup> -1)】以下の世帯
	令和5年度	前年の合計所得金額が、【43万円+(53.5万円×世帯の被保険者数 <sup>*2</sup> )+10万円×(給与所得者等の数 <sup>*1</sup> -1)】以下の世帯

\*1 給与所得者等は給与所得者及び公的年金等に係る所得者をいいます。

\*2 世帯の被保険者数には国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した方も含みます。

- ・国民健康保険の税率に関すること

[Web https://www.city.ama.aichi.jp/kurashi/hoken/kenkouhokenn/1007214.html](https://www.city.ama.aichi.jp/kurashi/hoken/kenkouhokenn/1007214.html)

- ・国民健康保険税の軽減に関すること

[Web https://www.city.ama.aichi.jp/kurashi/hoken/kenkouhokenn/1007218.html](https://www.city.ama.aichi.jp/kurashi/hoken/kenkouhokenn/1007218.html)

二次元コード



税率



軽減

問合先 保険医療課 ☎444・3168 FAX443・3555